

# 立正大学校友会奨学生要領

## (目的)

第1条 立正大学校友会は、勉学意欲に富み、かつ成績優秀な学生で家計状況急変者に対してその学修・研究活動を奨励し、有為な人材を育成することを目的として立正大学校友会奨学生制度を設ける。

## (予算)

第2条 この要領により給付する奨学金（返還を必要としない）は、校友会予算をもって充てる。

## (名称)

第3条 この要領により奨学金の給付を受ける奨学生は、立正大学校友会奨学生（以下「校友会奨学生」という。）とする。

## (修業年数にかかわる事項)

第4条 校友会奨学生公募対象者については、原則として学部および研究科在籍者のうち、最短修業年限（学部生は4年間、大学院生は修士課程1年間もしくは2年間、博士後期課程3年間）内の当該年度履修者とする。

## (公募期間にかかわる事項)

第5条 校友会奨学生の公募は、第1期（原則として6月）と第2期（原則として10月）とする。ただし、校友委員会委員長と校友委員会副委員長（校友会担当副学長）が協議の上、申請期間以外に申請を受付けることがある。

## (出願にかかわる事項)

第6条 校友会奨学生の出願者は、本学学生で以下の各号に定める条件に該当する者とする。

- (1) 学業成績・人物ともに優秀であり、健康な者。学業成績については修得済科目数のうちA以上が35%以上、またはGPAが2.3以上を目安とする。
- (2) 家計急変による経済的理由により、学費の支弁が困難で学業の継続が困難な者。
- (3) 家計急変による経済的理由の発生が1年次生は本学入学以降の者、2年次生以上は前年度以降の者。
- (4) 出願に際し、立正大学橋奨学金第1種奨学生および第2種奨学生との併願については、これを認めることとする。

## (他奨学金との併用にかかわる事項)

第7条 校友会奨学生が他の奨学金の給付または貸与を受けることについては、これを妨げない。ただし、立正大学橋奨学金との併用については以下の通りとする。

- (1) 当該年度の第1種奨学金との併用はできない。
- (2) 当該年度の橋奨学金第2種（第1期）と校友会奨学金（第1期）を併用することはできない。
- (3) 当該年度の橋奨学金第2種（第2期）と校友会奨学金（第2期）を併用することはできない。
- (4) 当該年度の橋奨学金第2種（第1期）と校友会奨学金（第2期）を併用すること、

ならびに校友会奨学金（第1期）と橘奨学金第2種（第2期）を併用することは認める。

（申請書類にかかわる事項）

第8条 校友会奨学生の採用を希望する者は、次の書類を提出しなければならない。

- （1）所定の願書
- （2）学業成績証明書
- （3）所得に関する証明書（家計支持者のもの）
- （4）家計急変事情説明書
- （5）指導教員からの推薦書（大学院生のみ）

（給付にかかわる事項）

第9条 校友会奨学生には、別表に定める金額を給付する。また、給付期間は当該学期とする。

- 2 採用者条件は、第1期については、学部生2年生以上・大学院生全学年とする。  
第2期については、学部生・大学院生全学年とする。

（給付者決定にかかわる事項）

第10条 校友会奨学生の採用選考は校友委員会において行い、独立行政法人日本学生支援機構が定める第一種奨学金家計基準および本規程第8条に定める申請書類の記載内容に基づいて行う。

- （1）1次選考（書類選考・面談）担当副学長・学生部長・学生生活課長・校友課長
- （2）2次選考 校友委員会

（奨学生の異動届義務にかかわる事項）

第11条 休学・退学その他の事項に異動があったときは、ただちに所定の書類をもって届け出なければならない。

- 2 本人が死亡したときは、保証人はただちにその届け出をしなければならない。

（奨学生の資格および奨学金の給付停止にかかわる事項）

第12条 校友会奨学生が次の各号に該当するときは、奨学生の資格を失い奨学金の給付を停止する。

- （1）本人が奨学金を辞退したとき。
- （2）休学・退学・除籍または死亡したとき。
  - 2 校友会奨学生が次の各号に該当するときには、給付金の全額または一部を返還しなければならない。
- （1）奨学生として不適当と認められる行為があったとき。
- （2）申請書および提出書類に重大な虚偽の記載のあることが判明したとき。
- （3）正当な理由がなく、その年度の中途において退学したとき、または懲戒処分を受けたとき。

（所管部署にかかわる事項）

第13条 この要領に関する所管は学長室校友課とし、事務取扱は学生生活課とする。

（改廃にかかわる事項）

第14条 この要領の改廃については、校友委員会の議を経るものとする。

- 2 削除

(雑則にかかわる事項)

第15条 本要領に定めのない事項は、校友委員会において決定する。

附則

この要領は、平成22年4月1日より施行する。

平成22年4月21日改正、施行

平成22年12月10日改正、平成23年4月1日施行

平成24年5月10日改正、平成24年5月10日施行

平成25年12月18日改正、平成26年4月1日施行

平成26年12月17日改正、平成27年4月1日施行

平成28年4月20日改正、平成28年4月20日施行

平成28年7月14日改正、平成28年7月14日施行

別表

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度 ～27年度	平成28年度～
給付額 (年間)	400,000円	200,000円	200,000円	200,000円
採用者数	第1期11名	第1期24名	第1期25名	第1期28名
	第2期14名	第2期30名	第2期32名	第2期35名
計	25名	54名	57名	63名